

[事案 22-31] 入院給付金請求

・平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

農薬服用により入院し入院給付金を請求したところ、免責事由に該当するとの理由で不支払いとなったことを不服とし、入院給付金等の支払いを求め申し立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年、農薬服用による急性薬物中毒にて 11 日間入院したので、入院給付金を請求したところ約款規定の免責事由（契約者または被保険者の故意または重大な過失）に該当するとの理由で支払われなかった。

その後、納得いかないまま不審に思っていたが、保険会社の不支払問題が報道されたことを受け、平成 20 年 7 月に再度申し出たが、再び不支払との決定を受けた。下記の理由により納得できないので、入院給付金および遅延損害金を支払って欲しい。

- (1) 入院した当時、支払請求前に入院給付金について支払可否を確認したときには、相手方会社は、いったんは支払可能と言いながら、請求書を提出したところ、十分な事実調査もせず支払いを拒否した。
- (2) 再度申し出を行ったところ、相手方会社は、入院当時のうつ状態の状況が、意思決定能力が喪失ないし著しく減弱していた状態であったことを証明すれば再度支払の可否を判定するとし、当時のうつに対する治療やうつ状態の証明を求めたが、服薬当時うつ状態であり、診断書にも「入院の原因となった傷病の原因」として「うつ状態」との記載があるにもかかわらず、うつ病の治療がされていないと判断するのは不自然である。
- (3) 他社からは、再申出をしたところ、平成 20 年 1 月に支払われた。

<保険会社の主張>

下記理由により、入院給付金及び遅延損害金の支払請求に応ずることはできない。

- (1) 申立契約の保険約款には、入金給付金の免責事由として、①契約者または被保険者の故意または重大な過失、②被保険者の精神障害を原因とする事故と規定されているところ、診断書及び申立人の提出した文書から、免責条項である「被保険者である申立人の故意または重大な過失による事故」によるものであると考えられるから、入院給付金は支払えない。
- (2) 仮に、入院の原因が、うつ病によるものであったとしても、「被保険者の精神障害を原因とする事故」であると考えられ、いずれにしても入院給付金は支払えない。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人が提出した相手方会社あて書面には、「本人は重大な悩み事を抱え、その解決がなされないまま、鬱鬱とした状態で毎日を送っておりました。その状態が高じ自殺を図りまし

た。」との記載があり、申立人が、自殺を図るために農薬を服用したことは明らかである。

- (2) 申立契約の保険約款には、「被保険者が、次のいずれかの原因により、入院または手術を受けたときは、その給付金は支払いません。(1)契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故」とあり、申立人は自殺のために農薬を服用したので、上記免責事由の(1)の「契約者または被保険者の故意による」を原因とする入院にあたるので、申立人の入院給付金請求に応じなかった相手方会社の対応は、不当ではない。

<参考> 申立契約の保険約款規定「給付金を支払わない場合」

支払事由が次のいずれかによるとき

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 被保険者の薬物依存
- (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波